

社会福祉法人 こもはら福祉会

指定通所介護事業所「老人デイサービスセンター はなの里」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こもはら福祉会（以下「本会」という。）が開設する指定通所介護事業所老人デイサービスセンターはなの里（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業所（以下「第1号通所事業所」という。）を併設し、その管理者及び従業者は事業所の管理者及び従業者が兼務する。また、設備・備品等についても共用とする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定通所介護事業所「老人デイサービスセンター はなの里」
- 二 所在地 三重県名張市西田原 2000 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（併設施設等の施設長または通所介護従業者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- 二 通所介護従業者 生活相談員 1 名以上（常勤）
介護職員 6 名以上
看護職員 1 名以上

通所介護従業者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係わる調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行なう。

- 三 機能訓練指導員 1 名以上（当事業従業者の看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、必要に応じ個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練の指導を行なう。また日常生活を営むのに必要な機能の減退を阻止するための訓練指導、助言を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日を除き、月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日40人(第1号通所事業所を含む)とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行なうものとする。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助

ウ. 通所介護事業利用時の緊急必要時の通院等の介助 エ. その他必要な身体の介護

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助 イ. 身体の清拭、洗髪、洗身 ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助 イ. 食事摂取の介助 ウ. その他必要な食事の介助

四 個別機能訓練に関すること

必要に応じ、個別に機能訓練計画を作成し機能訓練を行う。

五 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行なう。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション イ. グループワーク ウ. 行事的活動 エ. 体操

オ. 機能訓練 カ. 休養(養護)

六 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動、移乗動作の介助 イ. 送迎

七 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行なう。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言 イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言 エ. その他必要な相談、助言

(指定通所介護の利用料及び支払いの方法)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別に定める額を徴収する。

3 通常の営業日及び営業時間を超えて通所介護を提供する場合、別に掲げる利用料を徴収する。

4 通所介護にかかる食事の提供に伴う費用については、別に定める額を徴収する。

5 通所介護にかかるオムツについては、個人持参とする。

- 6 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 7 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受ける。
- 8 指定通所介護の利用者は、本会の定める期日までに、利用料等を金融機関口座振替により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、名張市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、重要事項説明書に記載する利用者留意事項に留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、事業所通路に消火散水栓を設置、事業所内適所に消火器を配置するとともに、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（指定通所介護の利用契約）

第13条 本会は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行なった上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等）

第14条 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 事業所は、通所介護事業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理及び評価を行なうものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 虐待に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第 21 条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生においては、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 事業所は、全ての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講ずるものとする。また、通所介護従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 階層別研修 随時

2 通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

(改正)

第 24 条 この規定を法改正又は廃止したときは本会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 13 年	7 月	1 日改定	平成 15 年	3 月	1 日改定	平成 16 年	2 月	1 日改定
平成 16 年	8 月	1 日改定	平成 17 年	9 月	1 日改定	平成 17 年 10 月		1 日改定
平成 18 年	4 月	1 日改定	平成 18 年 10 月		1 日改定	平成 19 年 11 月		1 日改定

平成20年	4月	1日改定	平成20年	7月	1日改定	平成21年	4月	1日改定
平成21年	7月	1日改定	平成22年	5月	1日改定	平成23年	1月	1日改定
平成23年	11月	1日改定	平成24年	4月	1日改定	平成25年	4月	1日改定
平成26年	4月	1日改定	平成27年	4月	1日改定	平成29年	4月	1日改定
平成30年	4月	1日改定	令和3年	10月	1日改定	令和4年	4月	1日改定
令和5年	4月	1日改定	<u>令和6年</u>	<u>6月</u>	<u>1日改定</u>			